

企業向けテレワーク促進セミナー開催業務 簡易評価型プロポーザル実施要領

1. 業務名

長人材委第 10 号 企業向けテレワーク促進セミナー開催業務（以下「本業務」という。）

2. 業務の目的

働き方が多様化している中で、働き方の一つとしてテレワークによる就労を促進し、様々な年代・ターゲット層が時間や場所に捉われず、働ける就労モデルを市内企業に構築することを支援するため、セミナーを開催するもの。

3. 業務内容

別添仕様書のとおり

※なお、仕様書に記載の業務内容について、具体的な業務実施手法や時期等については、本プロポーザルにより特定された者と本旨が協議の上、決定する。

4. 業務期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 28 日まで（予定）

5. 委託上限額

本業務の委託上限額は 2,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内を予定している。

※示した委託料の額は予算額であり、予定価格ではない。

委託料の提案は、11（3）「キ 参考見積書」の提出により行うこと。

6. 選定方法

簡易評価型プロポーザル方式により選考する。

7. 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要する。

- （1） 令和元年度以降に、本業務の内容と同種の業務または類似の業務を実施した実績を有すること。
- （2） 市との打ち合わせや連絡調整に対して、市役所開庁時間内に電話やメール等により迅速に対応を行うことができること。さらに、効果的な企画立案や実施体制が整備されていること。
- （3） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （4） その構成員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるま

での者

- (5) 民事再生法、会社更生法、破産法に基づき、手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及び構成員、その利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

8. 失格基準

次の事項のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加説明書に定められた方法によらず、提案書その他の提出書類が提出されたとき。
- (2) 提案書その他の提出書類について、記載すべき事項が記載されていないとき。
- (3) 提案書その他の提出書類について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (4) 本業務のプロポーザル手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。
- (5) 市が定める委託上限額を超えて委託料の提案をしたとき。
- (6) 不法行為等、本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

9. 参加表明書の提出

このプロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

- (1) 提出種類
 - ・簡易評価型プロポーザル参加表明書（様式1）
 - ・誓約書（様式2）※本市の入札参加資格名簿に登録済の者は様式2の提出は不要。
- (2) 提出方法 郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限必着）、電子メールとする。
ただし、電子メールの場合は、必ず着信を電話で確認し、原本は後日郵送すること。
- (3) 提出先 長岡市商工部人材・働き方政策課
住所 〒940-0062 長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト6階
電話 0258-39-2228（直通）
Email koyou@city.nagaoka.lg.jp
- (4) 提出期限 令和7年9月12日（金曜日）午後5時まで

10. 質問書の受付及び回答

質問は、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」（様式3）により、電子メール（着信を確認すること）で提出すること。また、件名は「プロポーザル質問書（企業名）」とする。
なお、軽易な事実確認を除き、電話等による個別の問い合わせには応じない。

- (1) 質問の受付及び回答課
長岡市商工部人材・働き方政策課
Email : koyou@city.nagaoka.lg.jp
- (2) 質問の受付期間
令和7年9月17日（水曜日）午後3時まで

(3) 質問への回答

令和7年9月19日(金曜日)までに参加者全員に電子メールで回答する。

11. 提案書

(1) 提出方法

参加申し込みをした者は、持参または郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着。）により提案書を提出すること。

ア 提出部数

- ・ 正本1部（様式4を表紙とする）
- ・ 副本6部（正本の写し）

イ 提出先

長岡市商工部人材・働き方政策課（参加表明書の提出先と同じ）

ウ 提出期限

令和7年9月26日(金曜日)午後5時まで

(2) 提案書の基本事項

本プロポーザルは、本業務に係る提案を求めるものであり、業務の具体的な内容や成果品の一部を作成及び提出するものではない。具体的な業務内容は、提案書に記載された取組方法を反映し、本市が提示する資料に基づいて協議・決定し、契約を締結した上で開始する。

(3) 提案書の項目

審査の対象となる下記事項について、資料を作成すること。

ア 会社概要／団体概要（様式任意）

- ・ 社名または団体名
- ・ 本社及び市内の支社、支店、営業所等の所在地／団体の場合、事務所の所在地
- ・ 資本金／団体の場合、資産額
- ・ 従業員数（本社及び支社、支店、営業所別）／団体の場合、会員数
- ・ 業務内容

イ 業務実施体制（様式5）

ウ 業務管理者の経歴等（様式6）

エ 主たる担当者の経歴等（様式7）

オ 企画提案（様式任意）

「2 業務の目的」及び「3 業務の内容」を踏まえ、企画・運営の具体的方法（各講座の内容、講師等）について、イメージできるよう提案すること。

カ 業務スケジュール（様式任意）

キ 参考見積書（様式任意）

本業務の所要経費について、算出内訳が分かるように記載し、見積額は「5 委託上限額」の範囲内とすること。見積額は税込みとし、代表者名を記名すること。

(4) 提案書の書式等

ア 文字の大きさは10.5ポイント以上とし、モノクロ・カラーは問わない。

イ (3)「オ 企画提案」は10ページを上限とし、ページ番号をふること。

ウ 提案書は片面印刷とし、左上 1 か所をホチキス止めすること。

12. 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、提案書の内容、本業務に対する提案者の意欲や理解力等を確認するためのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、選考評価基準に基づき点数化し、最優秀者を決定する。

(1) 選考評価基準

別紙「簡易評価型プロポーザル提案書評価要領」のとおりとする。

(2) 実施日

令和 7 年 10 月 2 日（木曜日）にプレゼンテーション及びヒアリングを行う（オンライン可）。時間及び会場等は参加者に別途通知する。

(3) 実施要領

- ア 提案者は、11「(3) 提案書の項目」についてプレゼンテーションを行うこと。
- イ 提案者は 2 名までとし、主たる説明者は配置予定の業務管理者とすること。
- ウ 提案者の説明時間は 20 分間とし、その後質疑応答を 10 分間予定している。
- エ 会場には大型モニターがあるため、モニターを使用したプレゼンテーションが可能である。ただし、パソコンや電源ケーブルについては、各参加事業者が用意すること。

13. 選考結果の通知

選考結果は、参加者全員に書面で通知する。選考されなかった者は、通知を受けた日から起算して 7 日以内にその理由の説明を書面で求めることができる。

14. 留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提案書に記載された内容は、原則として、提出後の内容変更を認めない。
- (4) 決定した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、当市に無償・無条件で帰属するものとする。また、特定しなかった提案書に記載された内容の著作権は、本市に帰属しない。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、長岡市情報公開条例（平成 7 年長岡市条例第 33 号）に基づき、提出書類を公開することがある。

15. スケジュール

令和 7 年 9 月 1 日（月）	公募開始
9 月 12 日（金）	参加表明書、誓約書提出期限
9 月 17 日（水）	質問書提出期限
9 月 19 日（金）	質問書回答期限
9 月 26 日（金）	提案書提出期限
10 月 2 日（木）	プレゼンテーション及びヒアリングの実施
10 月上旬	選定結果の通知

16. 様式

本プロポーザルで使用する様式の電子データは、長岡市ウェブサイトに掲載しているので、適宜ダウンロードすること。

【簡易評価型プロポーザル方式】令和7年度公告一覧

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/sangyou/cate09/propo/r07propo.html>